

新段階へ向かう国際労働運動

—自己批判と模索の中から—

小川 正浩

生活研・主席研究員

I ポスト冷戦とグローバル時代へ

戦後60年を経て国際労働運動は新しい歴史的な段階に向かっていくようにおもわれる。「新しい歴史的な段階」という大げさな表現を用いるからには、そこにはこれまでとは量的なちがいでではなく、質的にこととなった次元がみえてとれることが前提になる。

しからは新しい「歴史的な段階」とは何をさしているか。それは一言でいえばポスト冷戦と資本主義のグローバルな展開に対応して、古い殻のしかもドグマティックな慣性から脱して、グローバル・ユニオニズムへの形成に向かっていくといえよう。

具体的には3つの要素で考えてみたい。

第1は、国際労働運動に新しい組織が誕生したことである。1949年から2006年までの60年間近く、国際労働運動のグローバル組織は、国際自由労連 (ICFTU)、世界労連 (WFTU)、国際労連 (WCL) のいわば3組織体制から成り立っていた。それが2006年にICFTUとWCLが合同し、国際労働組合総連合 (ITUC) というビッグ・テントが結成され、一方共産主義国労組を主体にしたWFTUはソ連東欧の崩壊で影響力を完全に失っており、こんにちでは、事実上、ITUCだけが唯一のグローバル組織として存在するに至っている。

第2は、3組織体制が戦後長く存続した背景に

は、冷戦下の自由主義・反共主義と共産主義の対立があった。国際労働運動の紆余曲折にもっともおおきな影響を及ぼしたのは国際政治をめぐる両陣営の覇権争いだったことは間違いない。この意味で国際労働運動史は国際政治史そのものだった。しかし70年代末からこうした国際政治の確執は徐々に氷解しはじめ、80年代半ばから協調にはずみがつき、同年代末のソ連東欧ブロックの崩壊で決定的になった。70年代のスタグフレーションを経て、福祉国家がゆきづまるなかで登場してきたグローバル資本主義は、もはや社会主義との対抗を体制維持の御旗にする必要性はなくなり、労働を底辺への競争にさらすといったネオリベラル的政策を進めている。90年代以降の国際労働運動の主目標はグローバル化する資本に対抗して労働権や生活条件をいかに確保していくかに向けられている。この意味で国際労働運動は今、いわば国際経済史の一断面としての性格を帯びようになった。

しかしポスト冷戦になったからといって労働運動から路線対立がなくなったわけではない。民族・地域紛争や移民問題あるいはその他のグローバル化の受益をめぐるさまざまな対立をわれわれは目にしている。またソーシャルユニオニズムとビッグユニオニズムの間や、グローバル・ユニオニズムとナショナル・ユニオニズムの間に隙間や対立が現実存在する。

第3は、戦後福祉国家の設計者であり、またその

もとで繁栄を享受してきた労働運動が、資本のグローバル化の深化に伴って国民国家の限界が露呈し始めた今日、それに代わる利益の調整者を見いだしていないという難問に直面していることである。この難問は歴史的なものである。

たしかに欧州では国民国家にかわって地域経済政治の権力体 (EU) が存在し、それは労働組合の交渉者であり、利益の調整者でもあり庇護者として機能している。また、ローカリゼーション(一例として、欧州の数百ヶ所で見られる雇用創出と社会的排除をめざした市議会や労組や市民団体間の地域協定など)の動きも今後注目される。しかし欧州以外において地域統合は未成熟であり、労働運動はなお国民国家を唯一の道具としているところも多い。

II 歴史点描

戦後の出発

戦後の国際労働運動の歴史を組織の転変をとおして見たのが図表1である。一つ一つが戦後国際政治のドラマとなっている。その全幕をこの場で語るは無理で、ざわりだけにとどめざるをえない。

未だ戦塵洗われぬ1945年9月に結成されたWFTUが戦後の起点である。これは戦前の第2インター系の国際労働組合連盟とコミンテルン系のプロフィンテルンが合流したものである。この組織はA.シュトゥルムタールがいうように(『ヨーロッパ労働運動;統一と多様』)、ヤルタ協調体制の歴史的産物であり、この協調が崩れれば、連動して分裂する運命にもともとあった。早くもマーシャル・プランというアメリカ主導による欧州復興計画が明らかになるやそれをめぐってソ連・東欧労組と、イギリス労働組合会議(TUC)やアメリカ産別会議(CIO)を中心にした西側労組の間に深刻な亀裂が生じた。対立のもう一つの要因として、国際運輸労組(ITF)などの個々の産業組織を国際産別(ITS)に「飲み込ませ」(ハロルド・ルイス元ITF書記長)、丸ごと世界労連に加盟組織させようとしたソ連系労組に対

して、自立性を保つべきという産別組織からの猛反発があげられる。多くの国で、労働組合は熟練工の職種別組織として出発し、そしてその後は不熟練工もふくむ産業別が主体になって発展していき、かれらの国際的連携も、ナショナル・センター結成やそれらの国際連帯と先だて行われた場合も少なくな。つまり国際的な労働連帯の屋台骨は自分たちが担っているという自負はつよい。こうしてソ連系労組と袂を分かつのに実際的な役割を果たしたのは国際産別、なかんずく、イギリスや欧州大陸労組を中心にしてきたITFだった。

こうして1949年11月にICFTUがロンドンで結成された。初代書記長に就任したオルデンプロック(オランダ)はそれまではITF書記長、2代目書記長のベクー(ベルギー)もITF出身だった。マーシャル・プランと国際産別問題の他に、見落としてはならないのは、アメリカ労働総同盟(AFL)の動静だった。AFLはその反共原理主義ゆえに設立時の世界労連にさえ加入せず、反共国際戦線づくりに精力を注いでいたが、ICFTUには最初から加盟している。

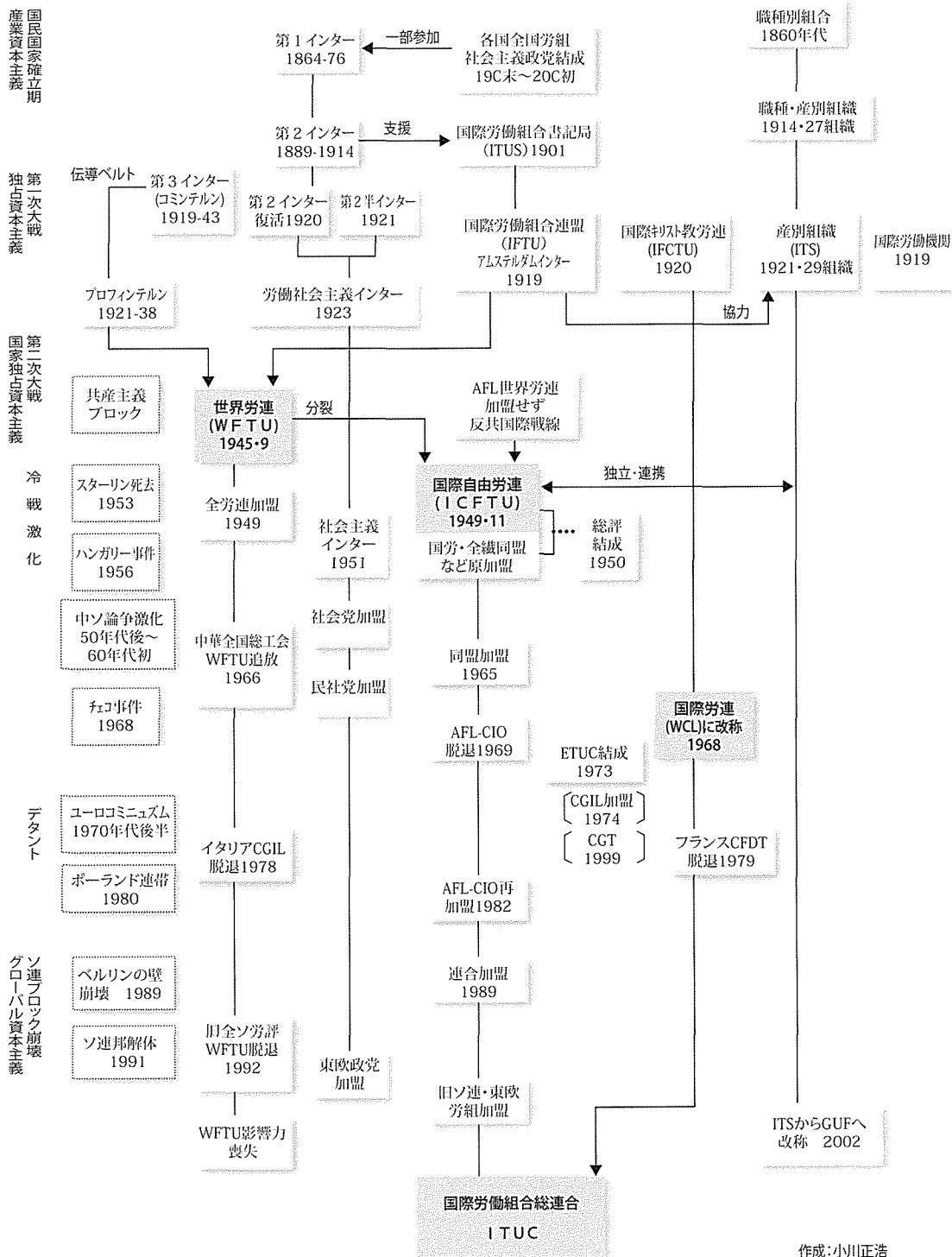
WFTUとICFTUよりも歴史が古いのはWCLである。戦前、第2インターが復活し、いつぼうアムステルダム・インター(IFTU)の結成(図表1)に前後して、1920年にキリスト教を指導原理とする国際キリスト教労連として出発した。

こうして1949年末には国際労働組織は、イデオロギー的には社会民主主義と反共主義が同居し西側労組の大半が加入するICFTU、共産主義国労組とそれぞれの共産党の影響力がつよかったフランス労働総同盟(CGT)やイタリア労働総同盟(CGIL)など西側労組の一部が加入したWFTU、そしてラテンアメリカとベルギーなどのキリスト教に立つ労組から成るWCLという3組織体制ができあがった。

緊張緩和を背にして

しかし60～70年代における中ソを初め共産主義陣営の亀裂、他方福祉国家の成熟や経済的な相

図表1 国際労働運動の歴史



作成:小川正浩

互依存の進展、東西緊張緩和あるいは地域統合の胎動といった時代背景のなかで、この3組織それぞれに内部的な変化が頭をもたげていった。しかもその変化の過程をとおして、レゾンデートルと組織力を高めるといよりも、逆に失っていったことが特徴である。

ICFTUにとっては、最大加盟組織だったAFL-CIOが、ICFTUが東西労組交流を容認したことや当時AFL-CIOを脱退していた全米自動車労組(UAW)のICFTU加盟問題などを理由にして抜けた(その後再加盟した)ことや、さらに重要だったのは1973年の欧州労連(ETUC)の設立だった。ETUCは欧州における地域経済統合が進むなかで欧州レベルの労組の代表性を発展させるという戦略からICFTU加盟以外のCGILなども加盟させるなど、いわばICFTUとは独立した地域組織としての性格をもっていた。当初は政治課題は扱わないということで出発したが、EUの課題が拡大していくにつれ、欧州地域の労働代表組織として成長していった。労働運動の揺りかごの地である欧州でICFTUの影はうすくなるばかりだった。

いっぽうWFTUは60年代後半の中ソ論争を契機にした中華全国総工会の追放、70年代後半のユーロコミュニズム論とCGIL脱退、80年代初のポーランド「連帯」誕生と非同盟、そして89年のベルリンの壁崩壊と91年ソ連解体を引き金にした背骨だったソ連労組の脱退などが相次ぎ、今日ではその存続すらも危ぶまれている。

国際キリスト教労連は1968年に「活動の基盤をキリスト教の社会原則におく」という原則宣言を変え、信仰のいかんにかかわらずすべての労働者に門戸をひらくといういわゆる世俗化路線をうちだし、組織名称をWCLに変更した。しかしWCLの中核労組だったフランス民主労働総同盟(CFDT)が79年に脱退した。

同心円上の日本

日本の労働戦線は、半世紀以上にわたるこうした

国際労働組織の変遷の影響を、ある時期は同心円ともいえるほどの深さでうけてきた。WFTUが分裂する前は、ルイ・サイヤン書記長の指導のもとで総同盟、産別、日労などによって全労連が結成され、世界労連に加盟した。総評は結成当初ICFTU加盟の方針だったが、朝鮮戦争と東アジアにおけるアメリカ冷戦政策がつよまる中でこの方針は撤回され、代わって掲げられた積極中立路線はそれ以降、連合への戦線統一が現実化した1987年に降ろされるまで30年間も保たれた。いっぽう反共国際主義を掲げるAFLはCIA資金などを用いて総評分裂＝同盟結成を画策し(この点は中北浩爾「労働組合の戦後日米関係史：アメリカの反総評工作の実態(上)(中)(下)」『生活経済政策』No.111～113に詳しい)、同盟は1965年ICFTUに加盟した。それ以降ICFTUは日本では、総評と同盟のちがいを分かちシンボルとしての機能をもち続けた。しかし私の印象を言えば、ICFTU主流を占めた社会民主主義グループや大国主義的態度をとるアメリカ労組に嫌悪感を抱く組合からの総評に対する親近性は一貫していたように思われる。こうした総評と同盟の対立とICFTU加盟をめぐる諸問題も、冷戦終結の年に結成された連合誕生とともに、ICFTU一括加盟というかたちで収斂していった¹⁾。

III 危機からの脱却をめざして

失われた90年代

ウォラステーンが説くところによれば、資本主義は1970年頃からはコンドラチェフのB局面に入り、工業生産の収益性が低下し、低賃金地域への工場移転、世界的な失業率上昇と日米欧の資本大国による雇用喪失の負担の押し付け合い、工業生産から金融市場での投資・投機へと向かう資金フローの変化とそれに伴う長期的バブルの生成、国家間や国内での所得分配の二極化などの現象が現れた。地政学的には戦後から1973年まではアメリカの世界システムの覇権がゆるぎのない時代だった

が、B局面ではアメリカの覇権の衰退期に当たり、アメリカはこの衰退を食い止めようとして「開発主義」を転換し、新自由主義的グローバリゼーションへと政策転換を進めた。具体的には市場自由化、規制緩和、民営化を掲げて国際通貨基金、世界銀行、アメリカ財務省のいわゆるワシントン・コンセンサスのもとで、このグローバル化は猛威を振るうことになる。

労働運動の間には当初、グローバル化が何か好ましい新国際経済秩序をもたらすかのような受けとめが広まっていた。こうした雰囲気は95年に世界貿易機関（WTO）が発足したころまではつづいていた。しかし97～98年にかけての国際金融危機、そして99年の「もうひとつの世界がある」というスローガンのもとでWTOシアトル閣僚会議を挫折に追い込んだ5万人の大デモ以降は、労働運動もグローバル化を楽観的に語ることはすくなくなった。

こうして国際労働運動は、社会的公正を向上させるようにグローバル化を規制していく必要性をつよく打ちだすようになった。2000年に南ア・ダーバンで開催されたICFTU17回大会で採択された「社会正義のグローバル化」はそうした考え方を反映した文書である。そこではグローバル化が民主主義政府の手に負えなくなっており、政府の再分配などの政策の有効性が失われた結果、貧富の格差が広がっていることに懸念を表明している。そしてグローバル化の影響がつよくでているローカルレベル（ここで強調されているのは、職場）とグローバルレベルでの社会正義を求める刷新された運動の強化を訴えている。

このようなグローバリゼーションの認識にもとづいて、90年代において、グローバル化に国際労働運動はしっかりした拮抗力を発揮できたかどうかという自己検証に取り組みはじめる。結論を先にいえば90年代は国際労働運動にとって「失われた10年」だったというのがリーダー達の自己検証の結果だった。

自己批判

たとえばOECD労組諮問委員会（TUAC）は何を語っているか。TUACの役割はOECDが行う経済分析等に組合の意見反映をさせることの他に、OECD多国籍企業ガイドラインを活用した多国籍企業行動に対する規制を国際労働運動に奨励する役割がある。1976年に初めてガイドラインがOECDで採択されるに至ったのも、チリのアジェンデ政権転覆にアメリカの多国籍企業が暗躍したことへの反発や、それ以前の国際化学労連書記長として名を馳せたC. レビンソンが指導した多国籍企業サン・ゴバン社のストなどの組合運動の成果だった。

ガイドライン採択時から80年代半ば頃までが多国籍企業に対する活動が積極的におこなわれていた「活動期」に当たっていた。組合は政府の支援を得ながら、ガイドラインに違反した企業行動に対して効果的な行動を展開した時期だった。有名な事例としては、Electrolux社問題があった。アメリカに本社を置いていたスウェーデンの子会社による組合潰しに対してスウェーデン政府による解決は成功例として挙げられる。

しかし80年代半ば頃から90年代末までになると活動は停滞していった。TUACはこの時期を「休眠期」と名づけている。ガイドラインはほとんど活用されなくなり、大半の政府は企業行動の改善に取り組むよりも、投資誘致競争にのめりこんでいく。資本のグローバル化の奔流に流されていったのである。その裏側では、労使協議がないままの大規模な生産拠点の移転や、サプライチェーンの開発にともなって児童労働や組合基本権侵害など多国籍企業による負の側面が蓄積されていった。

こうしたことを背景にガイドラインの再活性化の必要性と見直しが認識されるようになり、2000年に大幅な見直しがおこなわれた。TUACはそれ以降こんにちまでを「再覚醒期」と呼び、国際労働運動に改正ガイドラインを根拠にした多国籍企業への取り組みの強化をよびかけているのが現状である。

その状況については後述する。

またICFTUは2004年宮崎で開いた第18回大会におけるガイ・ライダー書記長報告でICFTUがおかれている現在の状況を外部からの評価を紹介するというかたちで厳しく検証をおこなっている。どういふわけかこの部分は日本の組合には注目されなかったようだが、報告を読んでみてその率直さに驚かされる。たとえば「ICFTUのプレゼンスがうすく、NGOよりも低い」「ICFTU活動が大半の組合員に周知されていない」「組合指導者の多くが、ICFTUと自分達の活動は直接関係がないと思っている」「冷戦終焉で当初の存在根拠を失い、それに代わる役割を見出せなかった」等々である。こうしたレビューの上になつて、ガイ・ライダーはグローバル化を労働者の利益にかなう方向で規制し、制御することにおいてまったく立ち遅れてきたと報告を締めくくる。

新しい枠組み

このような90年代における国際労働運動の停滞を打開し、国際レベルで資本に対する拮抗力を高めるためにとられた方策の一つが、組織力の強化だった。

2002年の国際産業別組織書記局 (ITS) からグローバル・ユニオン・フェデレーション (GUF) への名称変更は、たんに名称を変えたというに留まらず、後にふれるように、多国籍企業とのグローバル交渉能力を高める意志の表明であった。そしてこの間、国際産業別組織の合併が進み、現在は10組織²にまで集約されているが、今後も製造業部門組織やその他の合併が予想されている。

またもう一つの歴史的出来事は2006年のITUCの誕生である。ITUCの意義は既述のとおりであるが、当面の組織上の課題は「世界の工場」にまで発展し、先進国の多国籍企業による直接投資が急伸しているながら、結社の自由など労働基本権が実現されていない中華全国総工会との接触である。ITUC公式訪問が決定されたようだがチベット問題

の発生で不透明な部分もでてきた。また日本の全労連（現在は中立。今日本にはWFTU加盟労組は存在しない）とAFL-CIOから分裂したCTW（「勝利のための変革連合」）の加盟が、連合やAFL-CIOなどの反対のため実現していない。ITUCが文字通りビッグ・テントになるためには、これらをクリアしていくことが迫られている。

もう一つの試みは国際労働資源の連携である。ITUC、TUAC、GUFの間でグローバル・ユニオン・カウンシルという協議会をつくり、情報交換や重点的に取り上げるテーマなどを話し合っている。

以上のような組織整備と調整をおこないながら、ITUC初代書記長に就任したガイ・ライダーの強調するところによれば、労働運動を国民国家の枠内にとどめるのではなく、職場末端の労働者の利益からグローバル・ガヴァナンスまでのすべての運動を同調あるいは一体化させることによって、資本に対する拮抗力を飛躍させることが戦略目標におかれる。

パラドックス

国内レベルとグローバルレベルとの運動の一体化があらためて強調されているということは、資本のグローバル化と労働運動の国際主義がパラレルではないことを示している。マルクスがいつているようにもともと資本は世界市場である。しかし労働は資本のように自由に世界を移動はできない。加えて福祉国家資本主義によって深く庇護されてきた労働者と労働運動は「祖国をもたない」というわけにはいかない。

したがって労働が資本のグローバル化に追いつかないということだけではなしに、現実にはパラドックスが生じ、グローバル化ゆえに往々にして労働運動が国民主義の色彩を濃くすることはある。わかりやすい例として、移民流入あるいは資本の流出などによって自国民の雇用が失われることに反発する保護主義の台頭をみればわかる。とりわけ競争部門における対外競争力に乏しい単純・不熟練労働者にこの傾向がつよくあらわれ、欧州での右翼主義政

党の支持基盤につながっているのは周知のとおりである。

日本の場合をとっても、労組はおしなべて本国・本工中心だから、海外事業部門リストラによる現地労働者の解雇などへの関心はまったくと言ってよいほど薄い。

M. Ederはグローバル化が進むなかで逆に「ナショナル・ユニオンズへの回帰」がつよまっていると指摘し、その理由に4つのことをあげている。第1はグローバル化によってむしろ慣れ親しんだ場での防衛的な戦いになることが多く、第2は中心と周辺との2極化状況が起きており、先進国労組が「グローバル化の代理人」になる例もみられ、第3は周辺国では社会運動が台頭している反面、先進国労働運動が非政治化する傾向にある。そしてもっとも大きな理由として第4にグローバルな商品連鎖がすすむなかで競争力維持のための企業戦略というミクロの対応に傾斜し、労働形態の差異化が拡大し、国際的な労働連帯の障壁となっている、という。

IV ソーシャル・グローブ形成に向けて

こうした国民主義への埋没だけでは労働の底辺への競争を食い止めることはできないだろう。なぜなら、貿易や投資あるいは先進国と途上国間の生産ネットワーク化の進展により労働市場に新しい変化がみられるからである。そのひとつは一定の職種の間国際移動にともなって労働力が移動する傾向が増えている点である。従来の移民のような一般的な雇用をもとめての労働力移動とはことなるといえる。二つ目には多国籍企業がBRICsなどの安い労働力を無限に利用するなど資本移動にともなって間接的にはあれ労働市場の事実上の世界化がすすんでいる（柴垣和夫「グローバル資本主義の本質とその歴史的位相」『政経研究』No.90）ことである。

むしろだからといって単一のグローバル労働市場が成立していくという見通しを語るのは時期尚早ではあるが（ILO「仕事の世界におけるパターンの変化」）、

こうしたなかで労働権と雇用をまもっていくためには、労働運動は国際的にすくなくとも3つのアリーナでの戦いがもとめられる。第1はグローバル・ガヴァナンスの改革であり、第2はソーシャル・リージョン形成であり、第3は資本のグローバルの主体である多国籍企業の規制である。これらが相互に関連し合って、「人間の顔をしたもう一つのグローバル化」＝ソーシャル・グローブが実現されていくと考えられる。

グローバル・ガヴァナンスの改革

国際労働機関（ILO）は政労使による三者構成主義だから労働組合がもっとも直接の影響力を行使できる場である。重要な役割は国際労働基準（条約と勧告）の制定と適用と監視におかれている。

新自由主義的グローバル化が世界を席卷し、労働問題が脇に置かれがちになった80年代後半から90年代初にかけてILOの地位低下が言われるようになった。このような状況のなかでILOは、95年にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミット（WSSD）で労働者の基本的権利の尊重が謳われたことを受けて、98年に「仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言」（以下「98年仕事宣言」と略す）を採択した。この宣言のなかで「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「雇用及び職業における差別の排除」の4分野にかかわる中核的な8つの条約³にかんして、加盟国がそれらを批准しているか・未批准にかかわらず、「尊重、促進、実現の義務」を負わせることにして、労働問題へのいわば巻き返しを図っていった。たとえば日本は雇用の差別待遇を定めた第111号条約をいまだに批准していないがそれを「尊重、促進、実現する義務を負う」わけであるから、ジェンダー差別や非正規労働者の差別撤廃のために日本の政労使は積極的にとりくむ義務を課せられているのである。

しかも、年次フォローアップとグローバル・レポートの2つから成るフォローアップを決めている点も

重要である。前者は中核的労働基準の未批准国に課せられるもので、毎年ILOに宣言に沿った努力についての報告書提出が義務づけられる。後者は批准国・未批准国双方の義務として、毎年一つの分野についての報告書を提出するように求められている。

「98年仕事宣言」が採択された翌年の99年総会で21世紀にむけたILOの優先的な戦略課題として「ディーセント・ワーク」（人間性を尊重した仕事）の実現が決定された。ディーセント・ワーク実現にかかわる活動はいまやILOの一枚看板として、UNDPなどの機関をもまきこみながら展開されている。こうしたILOの「復権」を支えているのは、国際労働運動である。

国際労働運動は、「98年仕事宣言」とディーセント・ワークが国際社会における三者合意であることを御旗にして、中核的労働基準の遵守を国内政府にそして多国籍企業とのグローバル交渉に最大限活用する。こうしたグローバル化の社会的側面を重視していくという国際労働運動とILOの考えが体系化され、ソーシャル・グローブ形成の論拠を提供しているのが、2004年のILO『グローバル化の社会的側面に関する世界委員会報告；公正なグローバル化——すべての人々に機会を創り出す』である。

この文書はグローバル化を世界の社会的公正の向上に生かすために必要な広汎な提言をおこなっており、その中の柱の一つが、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、世界貿易機関(WTO)といった国際経済機関の改革である。戦後のブレトンウッズ体制はケインズが構想したように市場はしばしば有効に機能しないという信念のもとに設立されたもの(スティグリッツ)だが、80年代には新自由主義的グローバル化に竿をさす役割に変貌していった。そして95年にスタートしたWTOは、創設当初から「労働者の搾取、不平等な開発、環境破壊、ジェンダー不平等を悪化させる貿易自由化モデルの手段でありつづけた。」(ICFTU第18回大会文書)

こうした国際経済機関を労働の視点から改革

するうえで国際労働運動が重視しているのが貿易ルールと国際労働基準をリンクさせるいわゆる社会条項である。この背景には、公正なルールにもとづいた貿易システムは世界の発展に寄与できるという認識がある。労働基準の遵守が貿易上の競争力を低下させることはなく、途上国にとってもその輸出潜在力をつよめることにつながる(WTOとILO共同レポート「貿易と労働」2007)という考え方である。しかし社会条項は、先進国や労働組合の積極論と、比較優位が失われることへの途上国の警戒感が真っ向から対立したまま、WTOの95年シンガポール閣僚会議でも99年のシアトル同会議でも合意をみるに至っていないし、今後の見通しも困難が予想される。

多国間レベルでは膠着状態にあるが、地域レベルではEUの一般特惠関税制度のなかには労働関係条項がもうけられており、強制労働、囚人労働との関係で特惠関税を一時的に撤回でき、また労働組合権、児童労働との関係で追加の特惠関税を与えないことができる条項がある(濱口桂一郎1998『EU労働法の形成』)。

ソーシャル・リージョンの実現

グローバル化は資本が完全に脱領土化・脱域内化・脱ローカル化していることを意味しない。グローバル化とリージョナル化あるいはローカル化が同時進行している。たとえば欧州の資本は欧州域内を飛び出しグローバル化しているが、同時に、汎欧州生産ネットワークも形成しているし、EUも地域基金を梃子に地域産業と雇用創出を支援している。

このようななかで、グローバル資本をより適切に制御していくパワーとしての地域統合が重要となっている。地域統合には2国間・多国間の貿易自由協定から市場・通貨さらには政治や安全保障、文化を含むプロジェクトまでの統合などさまざまな形態と段階があるといわれる。欧州が「広く深い」地域統合の先進例だが、ラテン・アメリカやアフリカにおいてもおなじような目標がかかげられているよう

図表 2 地域統合と社会対話

	欧州	アメリカ	東アジア
統合度	EU;市場・通貨・政治統合	NAFTA;貿易協定	ASEAN:AFTA 東アジア;EPA交渉再開?
国民(国家)経済	残余	前提	前提
社会条項	アムステルダム条約、欧州労使協議会	NAFTAに労働ルール含まれず NAALC(副次協定)	未確立
社会的パートナーシップ	制度化されたUNICEとの社会対話	未確立	未確立
組合アクター	ETUC 欧州産別労連 欧州労使協議会	AFL-CIO CLC UNT,CTM(メキシコ労働同盟) ITUC地域組織	アジア労働組合協議会 AFTAに対応 アジア太平洋労働ネットワーク(APLN) 連合、中華全国総工会 韓国労総、民主労総

作成:小川正浩

(註) UNT=National Union of Workers 2000年以降結成。

だ。こうした地域統合がネオリベラル統合で進めば、グローバル資本を制御するどころか大きな反労働勢力がもう一つできあがることになる。社会的側面が制度化された地域統合をいかに実現していくかは、国際労働運動にとって大きな挑戦となっている。

状況は地域によってかなり異なっている。国際労働運動を語る以上は、ラテン・アメリカやアフリカ地域、あるいは地域の経済・政治・文化をふまえ、そのなかでの労働組合の関与を包括的に論じるべきだが、それをおこなうのは今の私の能力を超えている。したがって欧州と東アジアと北米の地域の状況に限定して、しかもラフな比較をおこなうにとどめざるを得ない。比較したものが図表2である。

市場統合から通貨統合そして政治統合へと統合の深化を遂げ、加えていまや27カ国にまで拡大している欧州と、貿易協定(NAFTA)レベルの北米地域や、域内関税を撤廃するだけがやつのASEANやその緒にも就いていない北東アジアとは統合度に大きな差がある。しかもアジアの地域統合は「貿易と経済協力、平和と安全保障が中心で統合の深い側

面はそれほど重視しない傾向にある。」(ILO「公正なグローバル化」)

したがって国民国家の位置付けも顕著な違いがある。欧州ではすでに枢要な政策調整はEUで行われ、国民国家の権限は残余の政策にかぎられている。いっぽう北米とアジアでは国家主権を云々する段階ではまったくない。

こうしたことを前提に、本稿の関心事である地域統合と労働政治の動向を比較してみる。欧州の組合アクターはETUC、欧州産業別労連、そして欧州労使協議会(EWC)がある(小川有美「労働運動のヨーロッパ化」『生活経済政策』No.135)。使用者団体とのソーシャル・パートナーシップも確立している。また地域統合のプロセスのなかに社会議定書=アムステルダム条約やEWC指令などをつうじたソーシャル・ヨーロッパが主流として置かれている。むろん60年代の統合の初期段階から社会的側面が重視され労働政治が成功したわけではなかった。社会的側面が本格的な議論をよび一定の制度化にまで結実するには80年代のドロールEC委

員長の登場まで待たなければならなかった。もちろんこれまでに達成された社会対話や労働政策には労働側が望んだどおりの展開をしめていない面もあり、模索は続いているとはいえ、欧州社会経済モデルの成果は大きい。

NAFTA 署名国であるアメリカ、カナダおよびメキシコの3カ国に限定してみると組合アクターはアメリカがアメリカ労働総同盟・産別会議 (AFL-CIO)、勝利のための変革連合 (CTW)、カナダがカナダ労働会議 (CLC)、メキシコがUNTとCTMなどである。地域レベルでの使用者団体との社会的パートナーシップは未確立である。またNAFTAの中には労働ルールは含まれておらず、副次協定としてNAALCがあるが実効性は大きくない。NAFTAに対してはAFL-CIOもCTWにも基本的に否定的で、その理由はアメリカ資本の流出による国内雇用の喪失である。カナダのCLCの態度もほぼ同じである。逆にメキシコの組合は歓迎している。しかし社会条項が導入されることによって保護主義の根拠に使われたりアメリカ流の労働基準が自国に適用されていくことには反対である。アメリカの労組は11月大統領選挙で民主党が勝てばNAFTA見直しが行われることを期待しており、社会条項の導入や環境規定もふくまれることを願って民主党候補を支援している (『朝日新聞』2008年3月21日)。

アジアはASEANには域内関税協定としてのAFTAがあり、それに対応してのアジア労働組合協議会がある。社会的パートナーシップにかんじていえば、地域の使用者団体が結成されているが、労使団体ともに代表性は脆弱のため、未確立であるといえる。また政労関係でも話し合いの機会もはたれているものの協議的地位が確立されるまでにはいたっていない。さらにAPECに対応してアジア太平洋労働ネットワーク (APLN)があるが、この活動は年1回開催される首脳会議の際の申し入れに留まっている。

北東アジアでの日中韓の地域統合が必要だという認識はひろがっている。しかし日本の自民党内閣

の歴史認識などが影響して、なかなか前進していない。地域統合と労働政治の関係は複雑である。日韓の労働組合の3カ国地域統合への関心は高いとはいえない。また中華全国総工会はその性格上、共産党政府の方針を逸脱するのはむずかしい。しかし、いきなり地域統合についての意見交換は困難であるにしても、たとえば労働法や社会保障制度あるいは国際労働法、歴史認識など社会インフラについて、組合間で共同研究を積み重ねることは社会的な地域統合のためにも重要ではないかと考えられる。

多国籍企業の規制

資本のグローバル化を進めている支配的な資本は多国籍企業である。2004年までに少なくとも7万社の多国籍企業の69万の海外関連企業は、全世界の生産高の10%、世界輸出額の3分の1、投資 (総資本形成)の約10%をもたらししてきた。しかし多国籍企業といってもいまでは生産拠点をもとめて資本輸出をするという20世紀までの形態だけではなく、投資ファンドなどのポートフォリオ資本など生産や生産インフラに関心をあまりみせようとしないうちにも目立つようになっている (ILO『仕事の世界におけるパターンの変化』)。

労働運動の多国籍企業対策は、その反労働的・社会的行動の規制と、労働者の組織化の条件づくりに向けられている。進出先で労働争議に対する不当労働行為、あるいは児童労働などの国際労働基準を遵守しない、進出先政府が投資誘導のために輸出加工区などでのユニオン・フリー・ゾーンを強調することにわろのりした行為あるいは環境破壊など数々の事例は跡を絶たない。こうした状況にたいしてTUACとITUCは改正OECD多国籍企業ガイドラインを積極的に活用した取り組みの「再覚醒」を促しているのは前述のとおりである。

日本にかんじていえばフィリピン・トヨタのフィリピン労働者の労働権侵害が地元裁判所、ILOあるいは国際金属労連でも批判されてきたという悪例

がある。また日本政府の日本の多国籍企業に対する是正への働きかけの怠慢さが国際社会から批判されてもいる。

もう一つは「国際枠組み協定」(International Framework Agreement = IFA)を、国際産別組織と特定の多国籍企業との間に締結する動きがつかまっている点である。これはGUF全体で歩調をあわせて取り組まれ、現在のところ欧州企業を中心に50社近くとの間で協定がむすばれている。IFAは「基本的な企業行動規範についての枠組み協定」を意味し、賃金や労働条件などを含むことはないが、中核的労働基準の尊重などが記載されており、労働者を大切する企業、というイメージを社会的に明らかにすることによって企業の利益にもむすびつくという性格をもっている。この意味では企業の社会的責任(CSR)と並んで、労働者が組織化をしやすい条件あるいは労使紛争などが起こるまえに、問題を解決するという環境づくりにもなると考えられている。IFAにおいても日本企業の立ち遅れは歴然としており、これまでのところ、1社もない。■

(これは3月29日に開催された生活研・自主研究プロジェクト「比較労働運動研究会」での報告を編集部でまとめたものである)

[謝辞]

研究会報告をおこなうに当たり、初岡昌一郎、小島正剛、伊藤栄一、中嶋滋の各氏、および連合国際局から貴重なご教示をいただいたことに感謝する。いうまでもなく報告内容の責任は報告者にあります。

《注》

- 1 総評の「積極中立」政策は米ソ対立のなかで独立の対外自己決定を行うという本来のナショナリズムの表出から出発した。ナショナリズムとインターナショナリズムの結合が行われた時期である。日本の保守政治が米戦略にのめり込んでいく中でこの政策が反米的色彩を帯びたのはやむをえない。その後、デタントがすすむなかでこの政策を転換し、ICFTU加盟を決断することは可能だった。しかしもう一つは同盟との対立という国内要因があり、歴史上のイフだが、たとえ総評が加盟申請をしても、同盟の反対で加盟は実現しなかっただろう。やはり労線統一という国内労働運動の転換を待たなければならなかった。
- 2 10の国際産別とは、EI(教員)、IFJ(ジャーナリスト)、ITF(運輸)、BWI(木材)、UNI(サービス)、IUF(食品)、ITGLWF(皮革繊維)、ICEM(化学エネルギー)、IMF(金属)、PSI(公務)である。念のためだが、GUFという組織があるわけではなく、これら10産別の総称である。
- 3 4分野8条約とは、a. 結社の自由等の分野：第87号結社の自由及び団体権保護(1948年)、第98号団結権及び団体交渉権(1949年)、b. 強制労働禁止の分野：第29号強制労働(1930年)、第105号強制労働廃止(1957年)、c. 児童労働廃止の分野：第138号最低年齢(1973年)、第182号最低の形態の児童労働条約(1999年) d. 雇用と職業の差別除去の分野：第100号同一報酬(1951年)、第111号差別待遇(雇用及び職業)(1958年)となっている。日本は第105号と第111号を未批准。